

北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動の取組の推進を求める決議

1970年代から1980年代を中心に、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。政府は、北朝鮮に対して拉致問題を提起し続け、平成14年9月の第1回日朝首脳会談において北朝鮮は、ようやく初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束し、同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国した。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、平成16年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側から、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があつたにもかかわらず、いまだに北朝鮮当局から納得のいく説明がなされていない。日本政府は、これまでに、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しており、兵庫県関係者では有本恵子さん、田中実さんの2人が認定を受けている。さらに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者、いわゆる特定失踪者は、873人にも上るとされており、28人の兵庫県関係者が公表されている。また、特定失踪者問題調査会調べによれば、本市においてもゆかりのある特定失踪者が8名いるとされている。

拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。令和3年10月末現在で1500万筆を超える署名が総理大臣に提出され、日本政府としては、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提に立ち、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くすとともに、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追及していくとしている。

平成 18 年 6 月、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が公布・施行された。同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る地方公共団体の責務、毎年 12 月 10 日から 16 日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間の創設及び同週間での地方公共団体の啓発事業の実施等を定めており、政府では、小冊子やポスターの配布、拉致問題啓発映画やアニメの上映、各種研修会等への職員の派遣、中高生を対象とした作文コンクール、教員や教員を目指す大学生等を対象とした研修、北朝鮮向けラジオ放送、拉致問題啓発の舞台芸術公演等を行っている。

よって、本市議会は、市当局に対して、地方公共団体として一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、啓発活動を通じて、拉致問題に対する理解を深めるための取組を進めるとともに、特に拉致問題を知らない小中高校生が増えていることから、アニメ「めぐみ」、北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール等を通じて、若者への啓発を推進するよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 3 年 1 2 月 7 日

尼 崎 市 議 会